特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	姶良市　国民健康保険の資格及び給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
姶良市は、国民健康保険の資格及び給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
姶良市長

公表日
令和5年7月14日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格及び給付等に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）に基づき、国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更等に関する事務並びにこれらの事務に伴う被保険証等の交付・返還等、保険給付に関する事務に関する事務を行う。 始良市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理及び審査等 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行等の事務 ・国民健康保険加入者の診療明細情報（レセプト）の管理、高額療養費等、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及び管理 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	・Acrocity国民健康保険（資格） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・国保総合システム ・国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項（利用範囲）　別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府令第5号）第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	（別表第二における特定個人情報を照会できる根拠） ・番号利用法第19条第8号　別表第二　42項、43項、44項、45項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第25条、第25条の2、第26条 （別表第二における特定個人情報を提供できる根拠） ・番号利用法第19条第8号　別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 （オンライン資格確認の準備業務） ・番号利用法　附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部保険年金課 住所：〒899-5492　姶良市宮島町25番地 電話番号：0995－66－3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課 住所：〒899-5492　姶良市宮島町25番地 電話番号：0995－66－3111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長　松林　洋一	保険年金課長　竹下　弘子	事後	平成29年４月１日付け人事異動による
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・被保険者証、被保険者資格者証、高齢受給者証、標準負担額軽減認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証の発行等の事務	・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行等の事務	事後	法令上の根拠の追記
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity国民健康保険（資格） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム	・Acrocity国民健康保険（資格） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・次期国保総合システム ・国保情報集約システム	事前	
平成29年6月2日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における特定個人情報を照会できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二の42の項、43の項、44の項、45の項 （別表第二における特定個人情報を提供できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二の1の項、2の項、46の項	（別表第二における特定個人情報を照会できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二　42項、43項、44項、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第25条、第25条の2、第26条 （別表第二における特定個人情報を提供できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3	事後	法令上の根拠の追記
平成30年5月21日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長　竹下　弘子	保険年金課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity国民健康保険（資格） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・次期国保総合システム ・国保情報集約システム	・Acrocity国民健康保険（資格） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・国保総合システム ・国保情報集約システム	事後	システムの更新による
平成30年7月27日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②　法令上の根拠	（別表第二における特定個人情報を提供できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項	（別表第二における特定個人情報を提供できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項	事後	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）に基づき、国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更等に関する事務並びにこれらの事務に伴う被保険証等の交付・返還等、保険給付に関する事務に関する事務を行う。 始良市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理及び審査等 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行等の事務 ・国民健康保険加入者の診療明細情報（レセプト）の管理、高額療養費等、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及び管理	国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）に基づき、国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更等に関する事務並びにこれらの事務に伴う被保険証等の交付・返還等、保険給付に関する事務に関する事務を行う。 始良市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理及び審査等 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行等の事務（以下略）	事前	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における特定個人情報を照会できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二　42項、43項、44項、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第25条、第25条の2、第26条 （別表第二における特定個人情報を提供できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3	（別表第二における特定個人情報を照会できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二　42項、43項、44項、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第25条、第25条の2、第26条 （別表第二における特定個人情報を提供できる根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 （オンライン資格確認の準備業務） ・番号利用法　附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	Ⅳ　リスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事後	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	Ⅳ　リスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク対策は十分か	－	十分である	事後	法令上の根拠の追記
令和3年6月30日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②　法令上の根拠	（別表第二における特定個人情報を照会できる根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二　42項、43項、44項、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第25条、第25条の2、第26条 （別表第二における特定個人情報を提供できる根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 （オンライン資格確認の準備業務） ・番号利用法　附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	（別表第二における特定個人情報を照会できる根拠） ・番号利用法第19条第8号　別表第二　42項、43項、44項、45項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第25条、第25条の2、第26条 （別表第二における特定個人情報を提供できる根拠） ・番号利用法第19条第8号　別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 （オンライン資格確認の準備業務） ・番号利用法　附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う号ズレ
令和4年6月16日	1．対象人数　いつ時点の計数か	R3.4.1	令和4年4月1日	事後	